

一般旅客定期航路事業 申請案内

一般旅客定期航路事業の許可について

一般旅客定期航路事業とは、一定の航路に旅客船(13人以上の旅客定員を有する船舶をいいます)を就航させて、一定の日程表に従って人の運送をする旨を公示して行う事業をいいます(本邦の港と本邦以外の港との間又は本邦以外の地域の各港間における運送をするもの及び特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をするものを除きます)。

一般旅客定期航路事業を営もうとする者は、航路ごとに、航路の拠点を管轄する地方運輸局長の許可を受けなければなりません。

【参照】[一般旅客定期航路事業許可申請書](#)

一般旅客定期航路事業に係る認可・届出・報告について

1. 船舶運航計画の設定・変更

一般旅客定期航路事業の許可を受けた者は、船舶運航計画を定め、運航を開始する日までに、航路の拠点を管轄する地方運輸局長に届け出なければなりません。

【参照】[船舶運航計画届出書](#)

※指定区間(離島航路等)を含む航路に係るものについては、事業許可申請書に記載します。

一般旅客定期航路事業者がその船舶運航計画を変更しようとするときは、あらかじめ、航路の拠点を管轄する地方運輸局長にその旨を届け出なければなりません。ただし、軽微な事項に係る変更については、この限りではなく、この場合は、変更後、遅滞なく、航路の拠点を管轄する地方運輸局長に届け出なければなりません。

【参照】[船舶運航計画変更届出書](#)

【参照】[船舶運航計画軽微事項変更届出書](#)

※「軽微な事項に係る変更」とは、次のものをいいます。

①運航時刻の変更(10分以内の変更に限る)

②最大搭載数量の変更(それぞれの変更後の数値が10%以上増加・減少するものを除く)

※指定区間に係るものについては、軽微事項変更を除き、認可事項となります。

2. 運賃及び料金の設定・変更

一般旅客定期航路事業者は、旅客、手荷物及び小荷物の運賃及び料金並びに自動車航送をする一般旅客定期航路事業者にあつては当該自動車航送に係る運賃及び料金を定め、あらかじめ、航路の拠点を管轄する地方運輸局長に届け出なければなりません。また、これを変更しようとするときも同様です。

【参照】[一般旅客定期航路事業の運賃及び料金設定届出書](#)

【参照】[一般旅客定期航路事業の運賃及び料金変更届出書](#)

※指定区間に係るものについては、別途上限設定・変更認可が必要となります。

3. 運送約款の設定・変更

一般旅客定期航路事業者は、運送約款を定め、航路の拠点を管轄する地方運輸局長の認可を受けなければなりません。これを変更しようとするときも同様です。ただし、国土交通大臣が公示した標準運送約款と同一の運送約款を定め、又は現に定めている運送約款を標準運送約款と同一のものに変更したときは、認可を受けたものとみなします。

【参照】[一般旅客定期航路事業の運送約款設定認可申請書](#)

【参照】[一般旅客定期航路事業の運送約款変更認可申請書](#)

【参照】[海上運送法第9条第3項の規定に基づく標準運送約款](#)

4. 事業計画の変更

一般旅客定期航路事業者がその事業計画を変更しようとするときは、航路の拠点を管轄する地方運輸局長の認可を受けなければなりません。ただし、軽微な事項に係る変更についてはこの限りではなく、この場合は、変更後、遅滞なく、航路の拠点を管轄する地方運輸局長にその旨を届け出なければなりません。

【参照】一般旅客定期航路事業の事業計画変更認可申請書

【参照】一般旅客定期航路事業の事業計画軽微事項変更届出書

※「軽微な事項に係る変更」とは、次のものをいいます。

- ①使用旅客船の船名、船舶の種類、船質、船舶所有者、主機の種類又は連続最大出力の変更
- ②使用旅客船の総トン数、貨物積載容積、自動車航送に係る自動車積載面積、旅客定員又は航海速度の変更（それぞれの変更後の数値が10%以上増加・減少するものを除く。この場合は認可事項となります）

5. 事業の休止・廃止

一般旅客定期航路事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、休止又は廃止の日の30日前（指定期間にあっては6か月前（利用者の利便を阻害しないと認められる場合を除く））までに、航路の拠点を管轄する地方運輸局長にその旨を届け出なくてはなりません。

【参照】一般旅客定期航路事業休止届出書

【参照】一般旅客定期航路事業廃止届出書

6. 事業の譲渡譲受等

一般旅客定期航路事業の譲渡及び譲受は、航路の拠点を管轄する地方運輸局長の認可を受けなければ、その効力を生じません。

【参照】一般旅客定期航路事業譲渡譲受認可申請書

一般旅客定期航路事業を経営する法人の合併及び分割は、一般旅客定期航路事業を承継する法人の主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長の認可を受けなければ、その効力を生じません。ただし、一般旅客定期航路事業を経営する法人が一般旅客定期航路事業を行わない法人を合併する場合は分割により一般旅客定期航路事業を承継させない場合は、この限りではありません。

【参照】一般旅客定期航路事業を経営する法人の合併認可申請書

【参照】一般旅客定期航路事業を経営する法人の分割認可申請書

一般旅客定期航路事業者が死亡した場合において、相続人が被相続人の行っていた一般旅客定期航路事業を引き続き営もうとするときは、航路の拠点を管轄する地方運輸局長の認可を受けなければなりません。

【参照】相続人一般旅客定期航路事業継続認可申請書

7. 住所、氏名・名称、役員の変更

一般旅客定期航路事業者は、次に掲げる場合には、遅滞なく（代表権を有しない役員に変更があった場合は、前年7月1日から6月30日までの期間に係る変更について毎年7月31日までに）、変更報告書を航路の拠点を管轄する地方運輸局長に提出する必要があります。

- ①氏名若しくは名称又は住所に変更があった場合
- ②法人の役員に変更があった場合

【参照】変更報告書

その他注意事項

1. 安全管理規程、安全統括管理者・運航管理者の届出

上記手続きの他に、事業の開始・変更等の際には、安全管理規程設定（変更）届出書、安全統括管理者選任（解任）届出書、運航管理者選任（解任）届出書の提出が必要となります。

【参照】関東運輸局ホームページ

https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/kaijou_annzen/annzen_management/index.html

2. バリアフリーへの対応

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、一般旅客定期航路事業の用に供する旅客施設（発券所、待合所、棧橋等）及び船舶は、「移動円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令」で定める基準への適合が求められています。

【参照】 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

【参照】 移動円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令

【参照】 公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン

【参照】 旅客船バリアフリーガイドライン

《お問い合わせ先》

関東運輸局 海事振興部 旅客課 旅客船係

電話（旅客課直通）：045-211-7214

メールアドレス：ktt-kai-ryo@ki.mlit.go.jp

※本資料は、関東運輸局ホームページからダウンロードすることができます。

関東運輸局HP (<https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/index.html>)

トップページ: 関東運輸局 > 各種手続 > 旅客船事業の申請案内

【申請案内】Word または PDF

赤字 → 記載例
青字 → 注意事項等

令和 年 月 日

関東運輸局長 殿

住所 ○○県○○市○○町1丁目2番3号
氏名又は名称 ○○○○○○株式会社
代表者役職氏名 代表取締役社長 ○○ ○○
TEL
FAX
メールアドレス

一般旅客定期航路事業許可申請書

海上運送法第3条第1項及び同法施行規則第2条第1項の規定に基づき、下記のとおり(航路名)○○航路((起点～終点)○○～○○航路)における一般旅客定期航路事業を経営したいので、関係書類を添えて申請します。

記

一. 住所及び氏名

住所 ○○県○○市○○町1丁目2番3号
氏名 ○○○○○○株式会社
代表者役職氏名 代表取締役社長 ○○ ○○

二. 役員の氏名

- ・申請者が個人の場合は、「該当なし」と記載する。
- ・申請者が法人の場合は、登記事項証明書に記載されている全役員を記載する。

代表取締役 ○○ ○○
取締役 ○○ ○○
監査役 ○○ ○○

三. 事業計画

1. 航路の起点、寄港地、終点及びそれら相互間の距離

○○港～ × km ～○○港～ × km ～○○港

2. 使用旅客船の明細(第1号様式による)

添付書類 (使用船舶明細書)のとおり

3. 当該事業に使用する係留施設、水域施設(泊地等をいう)、陸上施設(旅客乗降用施設等をいう)その他の輸送施設(使用旅客船を除く)の概要

【記載例】

公共○○岸壁に浮棧橋を設置し、船舶が安全に係留できるようになっています。航路上の水深は、平均○○mであり、十分確保され、また、係留時においても、回頭できる広さがあります。旅客の乗降に際しては、乗降用のタラップを用意し、旅客の安全を確保できます。

添付書類

| | |
|-----|---|
| 1. | 当該申請が法第4条各号に掲げる基準に適合する旨の説明 ※下記参照 |
| 2. | 航路図 ※2. 12. 18. を、1枚にまとめていただいても結構です。 |
| 3. | 使用船舶明細書(第1号様式) |
| 4. | 使用船舶の一般配置図 ※満載時最大喫水及び空船時の水面からの最大高が図面に記載されていない場合は追記。 |
| 5. | (20トン未満の場合) 船舶検査証書(写)、船舶検査手帳(写) (20トン以上の場合) 船舶国籍証書(写)、船舶検査証書(写) ※必要に応じて 船舶検査手帳(写)、船舶件名表の(写)、復元性資料(写)等 |
| 6. | (船舶を借りている場合等)用船契約書等の写 |
| 7. | 棧橋平面図・棧橋正面図・棧橋側面図(断面図) ※7. ~10. を、1枚にまとめていただいても結構です。 ※係船柱、ビット、防舷材、照明等付属設備の設置場所・形状・材質・サイズ等記載。 形状・材質・サイズ等については、別途図面があれば添付。 |
| 8. | 係船図 ※本船と棧橋の段差、隙間、綱取りの位置等を記入。 |
| 9. | 旅客乗降位置図 |
| 10. | 乗降用設備図(棧橋・岸壁と船舶との乗降用踏台図又は、タラップ図) ※タラップを設置する時は、形状・材質・サイズの他に、干潮時・満潮時の本船と棧橋の設置勾配・船舶及び棧橋への固定方法を記入。 |
| 11. | ① 河川管理者又は、港湾管理者からの土地占用許可書又は、水面占用許可書等の写し ② (河川で該当する場合)管轄警察署からの水面使用許可書等 |
| 12. | 航路水深図 ※略最低低潮面(最も潮が下がると予想される潮位)が、最も浅い場所を記す。 |
| 13. | 操船図(着岸・離岸) ※棧橋前面の操船円状水域の直径も記載。 |
| 14. | 橋脚クリアランス調査表 ※橋脚・閘門・水門・パイプライン等の下を通航する航路を設定する場合には、略最高高潮面(最も潮が上がると予想される潮位)から橋桁下までの高さを、全ての通航する工作物毎に調査し、一覧表として添付すること。 |
| 15. | 営業所・待合室・発券所図 |
| 16. | 待合室と船舶との経路図 |
| 17. | 安全管理規程の概要並びに安全統括管理者及び運航管理者に予定されている者の略歴 |
| 18. | 運航基準図 ※航路毎に作成 ※安全管理規程の届出にも添付 ※変針点間の距離、速力並びに全体の距離、平均速力、航行時間等を記載。 特に夜間航行の場合は、信号所、標識等の物標を明記。 |
| 19. | 乗組員名簿 |
| 20. | 海技免状・小型船舶操縦免許証の写し ※使用船舶を操船する者(船長・航海士等)の、有効な免状・免許証 ※小型船舶操縦免許については、航行区域に応じた特定操縦免許が必要です。 |
| 21. | 船客傷害賠償責任保険証券(写) ※事業開始前に加入している保険でも可 |
| 22. | 創業に必要な資金の総額、内訳及び調達方法を明示した資金計画 |
| 23. | (個人の場合) 住民票又は戸籍抄本、及び印鑑証明 |
| 24. | (法人の場合) 定款及び登記事項証明書並びに最近1年間の損益計算書及び貸借対照表 |
| 25. | 組織図・会社案内 |
| 26. | 誓約書 ※法人の場合は、【申請者が法人の場合】及び役員全員分の【申請者が個人の場合又は法人である場合その法人の役員用】を提出。 個人の場合は、【申請者が個人の場合又は法人である場合その法人の役員用】のみを提出。 |
| 27. | (業務の一部を委託等している場合)代理店契約書等の写 |

◆必要に応じて、その他の資料の提出を求める場合があります。
(事業計画の内容によって、必要ない書類もあります)。

◎ 当該申請が法第4条各号に掲げる基準に適合する旨の説明

1. 法第4条第一号：当該事業に使用する船舶、係留施設その他の輸送施設が当該航路における輸送需要の性質及び当該航路の自然的性質に適応したものであること。

(1) 使用船舶

【表形式で記載】

船名・船舶番号、船舶の種類、船質、航行区域、進水年月日、船舶所有者、用途、総トン数、定員（（旅客、船員、その他の乗船者）※旅客室・甲板毎に旅客定員が定められている船舶については、その内訳を記載）、資格（JG・NK・JCI等）、主機の種類、連続最大出力、最高速力、航海速力、全長、幅、（空船時水面からの）最大高、最大（満載）喫水、造船所、無線設備、運動性能（旋回能力＝旋回径左回り・右回り、惰力＝運動停止惰力）、操船上の特殊設備（サイドスラスタ、フィンスタビライザー、自動操舵装置等の有無、プロペラの数・型式等）、航路の自然的性質に適応することの説明（風速、波高、季節風等の悪条件下でも安全航海可能かどうかを表の欄外に付記）

| | | |
|----------|---------|--|
| 船名・船舶番号 | | |
| 船舶の種類 | | |
| 船質 | | |
| 航行区域 | | |
| 進水年月日 | | |
| 船舶所有者 | | |
| 用途 | | |
| 総トン数 | | |
| 定員 | 旅客 | |
| | 船員 | |
| | その他の乗船者 | |
| 資格 | | |
| 主機の種類 | | |
| 連続最大出力 | | |
| 最高速力 | | |
| 航海速力 | | |
| 全長 | | |
| 幅 | | |
| 最大高 | | |
| 最大（満載）喫水 | | |
| 造船所 | | |
| 無線設備 | | |
| 運動性能 | 旋回径左回り | |
| | 旋回径右回り | |
| | 惰力 | |
| 操船上の特殊設備 | | |

【記載例】

本船は、〇〇〇〇〇造船株式会社にて新造した半没水型双胴船で、機関はヤンマーディーゼル2基、船体は軽合金製であり、最高速力も全回転で22ノットと快速を誇り、快適な乗り心地と相まって安全性についても旋回性、復原性、波浪対策等すべての機能・構造に優れた船舶であります。

添付書類：一般配置図、船舶国籍証書（写）及び船舶検査証書（写）、船舶検査手帳（写）、船舶件名表（写）、復原性資料（写）等、事業の実態に応じて設備関係資料を追加
 特殊構造船認定指示書（写） ※該当船舶の場合
 ※ 海上衝突予防法の灯火等の規定を適用しがたい船舶を対象に認定。
 用船契約書（写）又は用船契約承認書（写） ※用船である場合

(2) 係留施設・乗降施設

① 岸壁、棧橋、ポンツーン等

岸壁・棧橋等の対象船舶、長さ、天端高、エプロン幅等基本構造、使用バース数等を説明。最高潮時及び最低潮時にも安全に係留、乗降ができることを説明し、横付係留ではない場合やバースの対象船型を超えている場合には、安全性を証明すること。

【記載例】

鋼製の浮棧橋(長さ30m、幅5m、棧橋前面水深5m)を使用します。
本船は全長20m、最大喫水1.5mであり、棧橋の長さより短く、また棧橋前面の水深も十分余裕があり、安全に係留出来ます。
着棧時の棧橋と本船の隙間は、10cm程度(防舷材の厚さ)で安全に乗下船出来ます。
また、浮棧橋のため、潮位の変化に対応し、棧橋と本船の高低差は常に一定です。
ただし、浮棧橋と本船との高低差が40cmあるので、旅客の乗降安全確保のために、踏み台(プラスチック製、ステップ高さ16cm、踏み幅30cm、2段)を用意します。

添付書類: 棧橋平面図・棧橋正面図・棧橋側面図(断面図)、旅客乗降位置図、乗降用設備図、一般配置図

② ビット等係船設備の強度及び配置

ビットの型式、強度、設置位置及び暴風用ビットの使用可能等を明らかにして安全に係船できることを説明すること。

【記載例】

棧橋に設置されたビット(曲柱 OkN 直径Ocm 高さOcm 設置間隔10m)O基を使用し、船首及び船尾から、係船ロープ(ナイロン製、直径Omm)で、曲柱に対し30度の角度で係留します。

添付書類: 棧橋平面図、係船図

③ 防舷物の構造、配置

型式、設置位置及び構造が適切であり、潮高変化に対し有効であることを説明すること。

【記載例】

棧橋に設置されているV型防舷材O個(長さOm 高さOcm 設置間隔5m)とタイヤフェンダーO個(直径Ocm 厚さOcm 設置間隔5m)を使用し安全に接岸可能です。

添付書類: 棧橋平面図

④ その他の係留施設等

旅客の乗降用とは別に、夜間等の係留場所を使用する場合、その所在地、岸壁等の名称、施設または水域等の所有者または管理者名等、概要を説明すること。

【記載例】

営業運航等の終了後、下記係留施設で船舶の保管・管理等を行います。

所在地: ○○県○○市○○区○○町○ー○ー○

名称: ○○岸壁、○○棧橋、○○マリーナ 等

所有者または水域管理者: ○○マリーナ(株)、○○市港湾局○○港管理事務所 等

占有形態: ○○マリーナ(株)と使用契約を締結、○○港管理事務所の占有使用許可、○○漁業協同組合の使用承諾

添付書類: 水面占用許可書(写)、使用承諾書(写)等

(3) 水域施設

港湾平面、使用予定水域の水深(航路上・棧橋付近)、港内操船(離着岸方法)、橋の制限高さ等について詳細に記載すること。

※危険物取扱バースが隣接している場合は、バースの位置を図示し、荷役時間帯に旅客の乗降を行わないことを明記。

【記載例】

使用棧橋の位置、配置等については、棧橋平面図等を参照して下さい。

使用予定水域の水深については、〇〇運河において航路上〇〇mの水深があり、使用船舶の最大喫水〇.〇mを超えており、安全な航行が可能です。

係留乗降用棧橋付近は、使用船舶の最大喫水〇.〇m以上の水深〇.〇mが維持されており、また、棧橋前面の円状水域は直径〇mで、使用船舶の全長の3倍以上あり、操船に必要な水域が確保されています。前進左舷付で着岸し、離岸は後進左90度方向転換の後、航路に向かいます。なお、港内操船図については別紙のとおりです。

航路上、最も低い橋は〇〇橋で、満潮時の水面から橋桁下まで〇.〇mの高さがあり、本船の水面からの最大高〇.〇mから30cmを超える空間があり、航行には支障ありません。

ただし、本船の最大高から橋桁下までの空間が30cm以下になる時には、運航を中止し航路を引き返すか、若しくは予め設定した運航可能な航路へ迂回します。

添付書類:航路水深図、操船図、棧橋平面図、橋脚クリアランス調査表

(4) 気象・海象に対する安全対策

気象・海象情報の収集・伝達体制及び荒天時における曳船の使用基準等の安全対策について説明し、濃霧多発・強潮流・海難多発海域等特殊な気象・海象の有無を確認し、その安全対策も明記すること。

【記載例】

運航管理者は、旅客船を就航させる日は、運航前日の21時、当日の7時、12時にテレビ、ラジオ、気象FAXIにより、東京湾内の気象・海象情報を入手し、本船発航前に船長に対し必要な情報を与えるほか、本船船長もテレビ、ラジオ、インターネット等により常時気象・海象状況を把握して安全を維持します。

風速〇m/s以上、波高〇.〇m以上の時は、タグボート(最大出力、曳航力(前進〇トン、後進〇トン))を〇隻使用し、安全に離着岸出来ます。また、本船サイドスラスタ(能力:最大水力〇kN等)を併用します。

(5) 陸上施設

① 待合所及び営業所の所在地・面積・照明設備、駐車場・道路等の位置等

※面積については、旅客収容に必要な十分な広さが確保されていること。

※照明設備については、岸壁据付 水銀灯 〇〇W×〇個 平均照度〇lx等を記載。

② 待合所と船舶の乗降口との間の経路 ※経路に車道等交叉の有無、あれば安全対策を記載。

③ 旅客・車両乗降用施設の構造・位置、接合部等

④ 当該施設の所有・借用等の使用権限の有無

⑤ 中長距離フェリーの積載能力の車両が駐車し得る駐車場の確保について詳細に記載

⑥ ランプウェイの勾配(満潮軽喫水時・干潮最大喫水時)と寸法・強度等の説明と図面

添付書類:棧橋平面図、旅客乗降位置図、乗降用設備図、待合室と船舶との経路図、営業所・待合室・発券所図、賃貸借契約書、登記事項証明書等

2. 法第4条第二号:当該事業の計画が輸送の安全を確保するため適切なものであること。

(1)安全マネジメント体制及び運航管理体制

①安全統括管理者の略歴

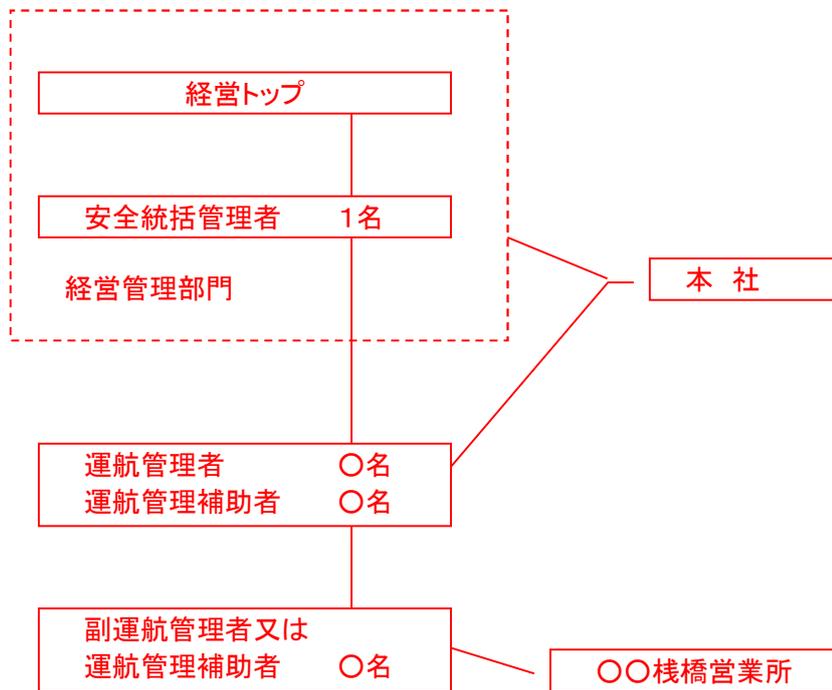
氏名 ○ ○ ○ ○
生年月日 昭和 年 月 日
本籍 ○○○県
現住所 ○○市○○町○丁目○○番○○号○○室
職歴 昭和 年 月 日○○会社入社
昭和 年 月 日より
昭和 年 月 日まで○○
昭和 年 月 日より
昭和 年 月 日まで○○
平成 年 月 日より
平成 年 月 日まで○○
令和 年 月 日より
現在まで○○
乗船履歴 ○○会社 ○○丸 甲板員 平成 年 月 日より
平成 年 月 日まで
○○会社 ○○丸 船長 平成 年 月 日より
令和 年 月 日まで
資格 平成 年 月 日 一級小型船舶操縦士免許取得

②運航管理者の略歴

氏名 ○ ○ ○ ○
生年月日 昭和 年 月 日
本籍 ○○○県
現住所 ○○市○○町○丁目○○番○○号○○室
職歴 昭和 年 月 日○○会社入社
昭和 年 月 日より
昭和 年 月 日まで○○
昭和 年 月 日より
昭和 年 月 日まで○○
平成 年 月 日より
平成 年 月 日まで○○
令和 年 月 日より
現在まで○○
乗船履歴 ○○会社 ○○丸 甲板員 平成 年 月 日より
平成 年 月 日まで
○○会社 ○○丸 船長 平成 年 月 日より
令和 年 月 日まで
資格 平成 年 月 日 一級小型船舶操縦士免許取得

③安全管理組織図と配置 ※安全管理規程と合致するように記載

【記載例】 ※事業者の安全管理体制により人数、配置場所が異なります。



【記載例】

運航に関しては、当社安全管理規程に基づき、安全統括管理者 1 名、運航管理者 〇名、運航管理補助者 〇名の計 〇名をもって安全管理につとめます。

④安全統括管理者及び運航管理者等の勤務体制 ※安全管理規程と合致するように記載

【記載例】

- 安全統括管理者は、常時連絡できる体制になければなりません。
- 安全統括管理者がその職務を執ることができないときは、経営トップが執るものとします。
- 運航管理者は、本船就航中は原則として本社に勤務します。
- 運航管理者がやむを得ず不在となる場合は、安全管理規程の定めるところにより予め代行者を指名して運航管理にあたさせます。
- 運航管理補助者を常時就労させ、万全の安全管理体制を維持します。

(2) 運航の可否の判断 ※安全管理規程の運航基準と合致するように記載

安全管理規程の「運航基準」について簡潔に記載すること。

【記載例】

a. 発航の可否判断

〇〇〇の気象・海象が次の条件の一に達していると認められるときは、発航を中止します。

風速〇〇 m/s以上、波高〇.〇m以上、視程〇〇〇m以下

各橋梁下と船上との空間 30cm以下

b. 基準航行の可否判断

航行中、周囲の気象・海象が上記の条件の一に達したと認められるときは、基準航路にかかわらず、航行の継続を中止し、反転、避泊、その他適切な措置を取ります。特に周囲の視程が上記基準に達すると認められるときは、基準経路如何にかかわらず、一層見張りを厳重にすると共にレーダー等の有効活用により、安全運航を維持します。また、そのときの状況に適した安全な速力に減速する等適切な措置を講じます。

c. 運航の可否判断等の記録

運航管理者及び船長は、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の内容を〇〇(検査記録簿、点検簿、航海日誌等)に記録します。運航中止基準に達した時又は達するおそれがある場合における運航継続の措置については、判断理由を記載します。

添付書類: 運航基準図、橋脚クリアランス調査表

(3) 各種作業体制 ※安全管理規程の作業基準と合致するように記載

① 陸上作業

乗下船する旅客の誘導・整理作業、乗降用施設の取付け、離着岸時の綱取り作業、車輛の誘導・整理・固縛作業等(人数)について説明すること。

【記載例】

陸上作業員〇名により、券売業務を実施。離着岸時には、〇名で係留索綱取作業を行います。

乗下船時の旅客の誘導、旅客数確認を実施し、運航管理者に報告します。

また、離着岸時タラップの取付・取外は、船内作業員と協力して行います。

② 船内作業

旅客の誘導、離着岸時の綱取り作業等について、船員の配置を踏まえ説明すること。

【記載例】

乗組員〇名により、離着岸時の係留索綱取作業を行います。(船首〇名、船尾〇名、船橋〇名)

乗下船時の旅客誘導、旅客数確認を実施し、船長に報告します。

また、船内放送により旅客への注意喚起を実施し、運航中の安全確認、船内巡視、周囲の見回りを実施します。離着岸時タラップの取付・取外は、陸上作業員と協力して行います。

③ 委託作業

委託範囲、責任の明確な作業体制について記載すること(委託がない場合はその旨記載)。

(4) その他

① その他の運航管理体制

② 乗組員体制 添付書類: 乗組船員名簿、船舶職員の海技免状(写)・小型船舶操縦免許証(写)

3. 法第4条第三号:前号に掲げるもののほか、当該事業の遂行上適切な計画を有するものであること。

(1) 保険契約締結

締結する又は締結予定の保険契約の内容を記載すること。

【記載例】

旅客定員1人に対し保険金額が〇〇万円(※1億円以上必要)である船客傷害賠償責任保険の契約を締結済みです。

旅客定員1人に対し保険金額が〇〇万円(※1億円以上必要)である船客傷害賠償責任保険の契約を締結する予定です。

添付書類:保険証券(写)

4. 法第4条第四号:当該事業を自ら適確に遂行するに足りる能力を有するものであること。

(1) 会社概要

社名、所在地、設立、資本金、主たる出資者等について、記載すること。

添付書類:会社案内等

(2) 経営形態、組織

事業の遂行に関し責任の範囲が明確であるような組織、経営形態であることを記載すること。

一般旅客定期航路事業者としての知識・経験について、記載すること。

添付書類:組織図

(3) 所要資金及び資金計画

a. 資産状況及び信用程度について、記載すること。

b. 増資予定である場合、その概要を記載すること。

c. 自己資金等について、次の書類を添付すること。

① 新たに会社を設立する場合又は既存会社(上場会社を除く)であって、増資を予定している場合は、株式引受承諾書

② ①のほか、自己資金が存在することを証明する書面

d. 借入金については、融資を受ける予定の金融機関名及び融資額、延払いによって船舶を建造しようとするときは、建造予定造船所名並びに延払額及び延払条件を具体的に記載すること。

添付書類:定款、登記事項証明書、最近1年間の損益計算書及び貸借対照表

5. 法第4条第五号:当該事業の開始によって船舶交通の安全に支障を生ずるおそれのないものであること。

※①航路(基準経路)、②安全運航対策、③岸壁等使用計画について記載すること。

① 航路(基準経路)

法定上の航法を遵守していること、他船との交通流と交叉等がないこと、変針点間の距離・速力と全体距離等が一致していること、顕著な物標(変針目標)か等を説明、図示すること。

【記載例】

本計画の基準経路は別紙運航基準図のとおり。〇〇岸壁から〇〇を経て、〇〇岸壁に帰航するもので、平均速力〇ノット、距離〇km、航行時間〇分です。(変針目標、距離等詳細は添付書類参照)

添付書類:運航基準図

②安全運航対策

【記載例】

- a. 申請航路は、安全運航上実行可能な範囲において、管制対象船の航路を避けて設定し、法定航路を横断するときは、直角に近い形で速やかに横断する。
- b. 法定航路に横断禁止区域が設定されている場合には、同区域を横断しない。
- c. 航行管制が実施されている海域では、管制に従い航行する。
- d. 停泊中又は航行中の漁船、はしけ、小型の納涼船、その他雑種船の航波障害の発生に留意し、付近航行に際しては、安全な速力、距離を確保しながら、十分に注意して航行する。
- e. 夜間航行に際しては見張りを厳重にし、レーダーを適切に使用し、安全航行に努める。
- f. 視界制限状態においては、見張りを一層厳重にし、周囲の状況に応じて安全な速力まで減じ事故防止に努める。
- g. 基準航路に関係する漁具設置状況、漁船の操業、工事海域、障害物等の情報収集を常に行い、事故防止に努める。
- h. 船長は航行中絶えず周囲の状況に留意して、航送波により他船に危険を及ぼさないように、適度の速力で航行する。
- i. 輻輳海域や見通し不良海域においては、船長が操船して航行する。

③岸壁等使用計画

岸壁等の使用時間、入出港時に他船との競合がないことを説明する。

【記載例】

- a. 通常は、午前〇時に出港し、最終便は午後〇時〇〇分に着岸します。1日〇便です。
入出航作業、乗客の乗下船、船内清掃等を実施するための十分な停泊時間があります。
- b. 岸壁の使用については、港湾管理者〇〇から係留及び発着の使用が認められており、他船との競合はありません。
* 他社と共同使用の場合
発着時刻を定めるとき、他船と競合しないように発着時刻を調整のうえ定めます。
また、入出港経路において、他船と競合することはありません。
- c. 夜間入出港時には、港内に灯台、航路標識があり安全に航行出来ます。
また、基準航路上にも、航行の目標となる灯台、信号、航路標識があります。
(具体的な名称を運航基準図に記入)
岸壁に照明設備が設置されており、夜間でも安全に離着岸出来ます。
基準航路、ターニングベイスン(操船円状水域)付近に浅瀬がありますが、航路標識等が設置されています。

添付書類:水面占用許可書(写)、使用承諾書(写)等、運航基準図

◎創業に必要な資金の総額、内訳及び調達方法を明示した資金計画

総額、内訳及び資金の調達方法を明示すること。

特に所要資金を要しない場合は、定款、登記事項証明書並びに最近1年間の損益計算書及び貸借対照表をもって代えることができる。

添付書類:定款及び登記事項証明書、最近1年間の損益計算書及び貸借対照表

◎安全管理規程の概要並びに安全統括管理者及び運航管理者に選任しようとする者の略歴

「法第4条第二号の基準に適合する旨の説明」において、既に記載されているので、

「法第4条第二号の基準に適合する旨の説明を参照」と記載。

◎運送約款

標準運送約款(昭和61年5月26日付け運輸省告示第252号)を適用する場合は、その旨を記載。

なお、独自の運送約款を適用しようとする場合は、別途「運送約款設定認可申請」が必要となります。

関東運輸局長 殿

誓 約 書

- ・海上運送法第五条（欠格事由）各号の規定に該当しません。

【該当する項目にチェックを入れてください。】

□旅客船事業を営んでいる親会社等、子会社等、グループ内別会社等は以下のとおり。

- ・親会社等：_____
- ・子会社等：_____
- ・グループ内別会社等：_____

□ 旅客船事業を営んでいる親会社等、子会社等、グループ内別会社等はありません。

<上記文言の補足>

旅客船事業

一般旅客定期航路事業、特定旅客定期航路事業又は旅客不定期航路事業のことをさす。

親会社等

- 一 申請者（株式会社である場合）の議決権の過半数を所有している者
- 二 申請者（持分会社である場合）の資本金の二分の一を超える額を出資している者
- 三 申請者の事業の方針の決定に関して、前二号に掲げる者と同等以上の支配力を有すると認められる者

子会社等

- 一 申請者とその議決権の過半数を所有している株式会社
- 二 申請者とその資本金の二分の一を超える額を出資している持分会社
- 三 事業の方針の決定に関して、申請者の支配力が前二号に掲げる者と同等以上と認められる者

グループ内別会社等

- 一 親会社等とその議決権の過半数を所有している株式会社
- 二 親会社等とその資本金の二分の一を超える額を出資している持分会社
- 三 事業の方針の決定に関して、親会社等の支配力が前二号に掲げる者と同等以上と認められる者

上記、相違ないことを誓約致します。

年 月 日
住 所 _____
名 称 _____
代表者氏名 _____

【申請者が個人の場合又は法人である場合その法人の役員用】

関東運輸局長 殿

誓 約 書

・海上運送法第五条（欠格事由）各号の規定に該当しません。

【該当する項目にチェックを入れてください。】

旅客船事業を営んでいる他の会社の役員として、現在就任中もしくは過去5年以内に就任していました。

会社名： _____

事業の種別： _____

現在及び過去5年以内に、旅客船事業を営んでいた他の会社の役員として就任していません。

<上記文言の補足>

旅客船事業

一般旅客定期航路事業、特定旅客定期航路事業又は旅客不定期航路事業のことをさす。

上記、相違ないことを誓約致します。

年 月 日

住所 _____

氏名 _____

使用船舶明細書

| | | |
|---------------------|--|--|
| 船名 | | |
| 船舶の種類 | | |
| 船質 | | |
| 進水年月 | | |
| 船舶所有者 | | |
| 総トン数 | | |
| 貨物積載容積 | | |
| 自動車航送に係る 自動車積載面積 | | |
| 旅客定員 | | |
| 主機の種類 | | |
| 連続最大出力 | | |
| 航海速度 | | |

(注)予備船の船名は、括弧書きとすること。

令和 年 月 日

関東運輸局長 殿

住所
氏名又は名称
代表者役職氏名

船舶運航計画届出書

下記のとおり〇〇〇航路(〇〇〇~〇〇〇航路)における一般旅客定期航路事業に係る船舶運航計画を定めたいので、海上運送法第6条及び同法施行規則第3条の規定により届出します。

記

1. 住所及び氏名

住所
氏名又は名称
代表者役職氏名

2. 船舶運航計画

①運航日程及び運航時刻

②旅客、手荷物、小荷物、自動車(自動車航送をする場合に限る。)及び貨物(貨物運送をする場合に限る。)の使用旅客船ごとの最大搭載数量

③運航が特定の時季に限られているものにあつては、その運航の時季

④運航開始予定期日

令和 年 月 日

関東運輸局長 殿

住所
氏名又は名称
代表者役職氏名

船舶運航計画変更届出書

下記のとおり○○○航路(○○○～○○○航路)における一般旅客定期航路事業に係る船舶運航計画を変更したいので、海上運送法第11条の2第1項及び同法施行規則第9条の規定により届出します。

記

- 住所及び氏名
住所
氏名又は名称
代表者役職氏名
- 船舶運航計画変更しようとする事項（変更に係る部分の新旧を明示）
- 変更の予定期日
- 変更を必要とする理由

令和 年 月 日

関東運輸局長 殿

住所
氏名又は名称
代表者役職氏名

船舶運航計画軽微事項変更届出書

下記のとおり〇〇〇航路(〇〇〇~〇〇〇航路)における一般旅客定期航路事業に係る船舶運航計画を変更したので、海上運送法第11条の2第4項及び同法施行規則第11条第2項の規定により届出します。

記

1. 住所及び氏名
住所
氏名又は名称
代表者役職氏名
2. 船舶運航計画変更した事項（変更に係る部分の新旧を明示）
3. 船舶運航計画を変更した年月日
4. 変更を必要とした理由

令和 年 月 日

関東運輸局長 殿

住所
氏名又は名称
代表者役職氏名

一般旅客定期航路事業の運賃及び料金設定届出書

下記のとおり運賃及び料金を設定したいので、海上運送法第7条第1項及び同法施行規則第4条の規定により届出します。

記

1. 住所及び氏名

住所
氏名又は名称
代表者役職氏名

2. 適用する航路

3. 運賃及び料金の種類、額及び適用方法

4. 設定を必要とする理由

◎設定上の留意点

- ①特定の利用者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。
- ②社会的経済的事情に照らし適切で、利用者の利益を阻害するおそれがないものであること。
- ③他の事業者との間に不当な競争を引き起こすこととなるおそれがないこと。

令和 年 月 日

関東運輸局長 殿

住所
氏名又は名称
代表者役職氏名

一般旅客定期航路事業の運賃及び料金変更届出書

下記のとおり運賃及び料金を変更したいので、海上運送法第7条第1項及び同法施行規則第4条の規定により届出します。

記

1. 住所及び氏名
住所
氏名又は名称
代表者役職氏名
2. 適用する航路
3. 運賃及び料金の種類、額及び適用方法（変更に係る部分の新旧を明示）
4. 変更の予定期日
5. 変更を必要とする理由

◎設定上の留意点

- ①特定の利用者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。
- ②社会的経済的事情に照らし適切で、利用者の利益を阻害するおそれがないものであること。
- ③他の事業者との間に不当な競争がないこと。

令和 年 月 日

関東運輸局長 殿

住所
氏名又は名称
代表者役職氏名

一般旅客定期航路事業の運送約款設定認可申請書

下記のとおり運送約款を設定したいので、海上運送法第8条第1項及び同法施行規則第5条の規定により申請します。

記

1. 住所及び氏名

住所
氏名又は名称
代表者役職氏名

2. 設定しようとする運送約款

3. 設定を必要とする理由

◎設定上の留意点

- ①利用者の正当な利益を害するおそれがないものであること。
- ②少なくとも旅客、手荷物及び小荷物の運送並びに自動車航送をする一般旅客定期航路事業者にあつては当該自動車航送につき、運賃及び料金の收受並びに運送に関する事業者の責任に関する事項が明確に定められていること。

◎上記②の運送に関する事業者の責任に関する事項は次のとおりとします。

- ①運賃及び料金の收受又は払戻しその他の運賃及び料金に関する事項
- ②運送の引受けに関する事項
- ③乗船券、手荷物券、小荷物券及び自動車航送券に関する事項
- ④手荷物及び小荷物の範囲に関する事項
- ⑤手荷物及び小荷物の引取り、引渡し及び保管に関する事項
- ⑥手荷物、小荷物及び航送する自動車の積込み及び陸揚げに関する事項
- ⑦損害賠償その他の責任に関する事項
- ⑧旅客の禁止行為に関する事項

令和 年 月 日

関東運輸局長 殿

住所
氏名又は名称
代表者役職氏名

一般旅客定期航路事業の運送約款変更認可申請書

下記のとおり運送約款を変更したいので、海上運送法第8条第1項及び同法施行規則第5条の規定により申請します。

記

1. 住所及び氏名

住所
氏名又は名称
代表者役職氏名

2. 変更しようとする運送約款（変更に係る部分の新旧を明示）

3. 変更を必要とする理由

◎設定上の留意点

- ①利用者の正当な利益を害するおそれがないものであること。
- ②少なくとも旅客、手荷物及び小荷物の運送並びに自動車航送をする一般旅客定期航路事業者にあつては当該自動車航送につき、運賃及び料金の收受並びに運送に関する事業者の責任に関する事項が明確に定められていること。

◎上記②の運送に関する事業者の責任に関する事項は次のとおりとします。

- ①運賃及び料金の收受又は払戻しその他の運賃及び料金に関する事項
- ②運送の引受けに関する事項
- ③乗船券、手荷物券、小荷物券及び自動車航送券に関する事項
- ④手荷物及び小荷物の範囲に関する事項
- ⑤手荷物及び小荷物の引取り、引渡し及び保管に関する事項
- ⑥手荷物、小荷物及び航送する自動車の積込み及び陸揚げに関する事項
- ⑦損害賠償その他の責任に関する事項
- ⑧旅客の禁止行為に関する事項

令和 年 月 日

関東運輸局長 殿

住所
氏名又は名称
代表者役職氏名

一般旅客定期航路事業の事業計画変更認可申請書

下記のとおり○○○航路(○○○~○○○航路)における一般旅客定期航路事業に係る事業計画を変更したいので、海上運送法第11条第1項及び同法施行規則第8条の規定により申請します。

記

1. 住所及び氏名
住所
氏名又は名称
代表者役職氏名
2. 事業計画変更しようとする事項（変更に係る部分の新旧を明示）
3. 変更の予定期日
4. 変更を必要とする理由

◎添付書類

事業計画変更の添付書類については、許可申請の添付書類に変更があるものを添付。
また、法4条の説明において変更箇所以外の項目は「現行どおり」、「変更無し」等の記載可。

令和 年 月 日

関東運輸局長 殿

住所
氏名又は名称
代表者役職氏名

一般旅客定期航路事業の事業計画軽微事項変更届出書

下記のとおり〇〇〇航路(〇〇〇~〇〇〇航路)における一般旅客定期航路事業に係る事業計画を変更したので、海上運送法第11条第3項及び同法施行規則第8条の2第2項の規定により届出します。

記

1. 住所及び氏名
住所
氏名又は名称
代表者役職氏名
2. 事業計画変更した事項 (変更に係る部分の新旧を明示)
3. 事業計画を変更した年月日
4. 変更を必要とした理由

◎添付書類

事業計画変更の添付書類については、許可申請の添付書類に変更があるものを添付。
また、法4条の説明において変更箇所以外の項目は「現行どおり」、「変更無し」等の記載可。

令和 年 月 日

関東運輸局長 殿

住所
氏名又は名称
代表者役職氏名

一般旅客定期航路事業廃止届出書

下記のとおり航路を廃止したいので、海上運送法第16条及び同法施行規則第15条の規定により届出します。

記

1. 住所及び氏名
住所
氏名又は名称
代表者役職氏名
2. 廃止しようとする航路
3. 廃止の予定期日
4. 廃止する理由

令和 年 月 日

関東運輸局長 殿

住所
氏名又は名称
代表者役職氏名

一般旅客定期航路事業休止届出書

下記のとおり航路を休止したいので、海上運送法第16条及び同法施行規則第15条の規定により届出します。

記

1. 住所及び氏名
住所
氏名又は名称
代表者役職氏名
2. 休止しようとする航路
3. 休止の予定期日
4. 休止の期間
5. 休止を必要とする理由

令和 年 月 日

関東運輸局長 殿

譲渡人
住 所
氏名又は名称
代表者役職氏名

譲受人
住 所
氏名又は名称
代表者役職氏名

一般旅客定期航路事業譲渡譲受認可申請書

下記のとおり一般旅客定期航路事業の譲渡及び譲受をしたいので、海上運送法第18条第1項及び同法施行規則第16条第1項の規定により申請します。

記

1. 譲渡人及び譲受人の住所及び氏名

譲渡人
住 所
氏名又は名称
代表者役職氏名

譲受人
住 所
氏名又は名称
代表者役職氏名

2. 譲渡譲受をしようとする一般旅客定期航路事業及び譲渡譲受価格

3. 譲渡譲受の予定期日

4. 譲渡譲受を必要とする理由

※ 申請は譲渡人と譲受人との連署であること。

※譲渡譲受の際、当該航路の使用旅客船の譲渡を伴わない場合(用船の場合は使用旅客船を譲受人が引き続き使用しない場合)及び乗組員を引き続き雇用しない場合(乗組員の意思で退職する場合を除く)は、事業の譲渡譲受到該当しない。

◎添付書類

- ①譲渡譲受契約書の写し
 - ②譲渡譲受価格説明書
 - ③譲受人が法人である場合は、その定款並びに最近一年間の事業報告書、損益計算書及び貸借対照表
 - ④譲受人(譲受人が法人である場合は、法人及びその役員)が法第5条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面
 - ⑤当該一般旅客定期航路事業の使用旅客船が譲渡人及び譲受人以外の者の所有に係るものである場合は、当該使用旅客船を譲受人が使用することに対する所有者の同意書
- ・上記の他、許可の際と同等の添付書類が必要
 - ・私的独占禁止及び公正取引の確保に関する独禁法の規定により、一定規模以上の場合、公正取引委員会に届出が必要となるため、その届出書及び受理書の写しが必要

令和 年 月 日

関東運輸局長 殿

住 所
名 称
代表者役職氏名

住 所
名 称
代表者役職氏名

一般旅客定期航路事業を經營する法人の合併認可申請書

下記のとおり一般旅客定期航路事業を經營する法人の合併をしたいので、海上運送法第18条第2項及び同法施行規則第17条第1項の規定により申請します。

記

1. 当事者の住所及び名称及び代表者の氏名

住 所
名 称
代表者役職氏名

住 所
名 称
代表者役職氏名

2. 合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人の住所、名称及び代表者の氏名

住 所
名 称
代表者役職氏名

3. 合併の方法及び条件

4. 合併の予定期日

5. 合併を必要とする理由

※ 申請は当事者の連署であること。

◎添付書類

- ①合併契約書の写し及び合併比率説明書
 - ②合併により法人を設立する場合には、当該法人に関し、定款並びに必要な資金の総額、内訳及び調達方法を明示した資金計画書
 - ③合併後存続する法人が現に一般旅客定期航路事業を営んでいない場合には、定款、最近1年間の事業報告書、損益計算書及び貸借対照表
 - ④合併に関する株主総会若しくは社員総会の決議録、無限責任社員若しくは総社員の同意書又は合併に関する意思の決定を証するに足りる書類
 - ⑤合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人及びその役員が法第5条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面
- ・上記の他、許可の際と同等の添付書類が必要
 - ・私的独占禁止及び公正取引の確保に関する独禁法の規定により、一定規模以上の場合、公正取引委員会に届出が必要となるため、その届出書及び受理書の写しが必要

令和 年 月 日

関東運輸局長 殿

住 所
名 称
代表者役職氏名

住 所
名 称
代表者役職氏名

一般旅客定期航路事業を經營する法人の分割認可申請書

下記のとおり一般旅客定期航路事業を經營する法人の分割をしたいので、海上運送法第18条第2項及び同法施行規則第17条第1項の規定により申請します。

記

1. 当事者の住所及び名称及び代表者の氏名

住 所
名 称
代表者役職氏名

住 所
名 称
代表者役職氏名

2. 分割により一般旅客定期航路事業を承継する法人の住所、名称及び代表者の氏名

住 所
名 称
代表者役職氏名

3. 分割の方法及び条件

4. 分割の予定期日

5. 分割を必要とする理由

※ 申請は当事者の連署であること。(新設分割の場合を除く)

◎添付書類

- ①分割契約書の写し(新設分割の場合にあつては、分割計画書)及び分割比率説明書
 - ②分割により法人を設立する場合には、当該法人に関し、定款並びに必要な資金の総額、内訳及び調達方法を明示した資金計画書
 - ③吸収分割により一般旅客定期航路事業を承継する法人が現に一般旅客定期航路事業を営んでいない場合には、定款、最近1年間の事業報告書、損益計算書及び貸借対照表
 - ④分割に関する株主総会若しくは社員総会の決議録、無限責任社員若しくは総社員の同意書又は分割に関する意思の決定を証するに足りる書類
 - ⑤分割により一般旅客定期航路事業を承継する法人及びその役員が法第5条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面
- ・上記の他、許可の際と同等の添付書類が必要
 - ・私的独占禁止及び公正取引の確保に関する独禁法の規定により、一定規模以上の場合、公正取引委員会に届出が必要となるため、その届出書及び受理書の写しが必要

令和 年 月 日

関東運輸局長 殿

住 所
氏 名

相続人一般旅客定期航路事業継続認可申請書

下記のとおり一般旅客定期航路事業を引き続き営みたいので、海上運送法第18条第4項及び同法施行規則第19条の規定により申請します。

記

1. 住所及び氏名

住 所
氏 名

2. 被相続人の氏名及び被相続人との続柄

住 所
氏 名
被相続人との続柄

3. 承継しようとする一般旅客定期航路事業

4. 事業承継相続人以外に相続人がある場合は、その者の住所及び氏名

5. 相続に伴う当該一般旅客定期航路事業に属する財産に関する権利義務の変動

6. 事業承継相続人が当該一般旅客定期航路事業を承継する理由

◎添付書類

①戸籍謄本

②事業承継相続人が法第5条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

③当該一般旅客定期航路事業を事業承継相続人が承継することに対する事業承継相続人以外の相続人の同意書

令和 年 月 日

関東運輸局長 殿

住 所
名 称
代表者役職氏名
TEL
FAX
メールアドレス

変 更 報 告 書

海上運送法施行規則第28条第1項の規定により、以下のとおり報告します。

記

1. 変更事項

※「住所変更」、「役員変更」等記載し、新旧を明示する。

新:

旧:

2. 変更期日

令和 年 月 日

◎添付書類

- ・氏名・名称、住所の変更の場合 → (個人の場合) 住民票の写し(写)又は戸籍抄本(写)
(法人の場合) 登記事項証明書(写)
- ・役員の変更の場合 → 役員新旧対照表、登記事項証明書(写)、誓約書(新たに役員となった者のみ)